

「(仮称) 障害者福祉しがプラン検討小委員会」設置要綱(案)

(趣旨)

第1条 平成27年度を始期とする「(仮称) 障害者福祉しがプラン」(以下「次期プラン」という。)の策定にあたり、障害者施策を取り巻く現状と課題を整理することにより、滋賀県障害者施策推進協議会における次期プランの目指すべき方向性の議論に資するため、「(仮称) 障害者福祉しがプラン検討小委員会」(以下「ワーキングチーム」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキングチームは、次期プランの策定に向けて必要となる以下の事項について調査検討を行う。

- (1) 障害者施策を取り巻く現状
- (2) 現状を踏まえた課題
- (3) その他

(組織)

第3条 ワーキングチームは、滋賀県障害者施策推進協議会運営要綱第5条第1項に基づく小委員会とする。

2 委員は、滋賀県障害者施策推進協議会運営要綱第5条第2項に基づき、以下の分野に精通する者として滋賀県障害者施策推進協議会会長(以下「会長」という。)が適当と認める者の中から、会長が委嘱して充てる。

- (1) 障害児支援・発達障害・教育
- (2) 地域生活支援
- (3) 就労
- (4) 文化・芸術・スポーツ
- (5) 共生社会づくり

3 委員の任期は平成27年3月31日までとする。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めたときは、会議に関する関係者を招き、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 ワーキングチームの庶務は、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年5月 日から施行する。